

全国をリードする先進的な情報公開条例を

仙台市民オンブズマン 宮城県情報公開審査会で意見陳述



▼ 宮城県情報公開審査会での意見陳述



『市民のための情報公開条例 一 つくり方・使い方
出版記念会』

タイアップグループ副会長
弁護士 高橋輝雄

1.ここ数年来、全国的に自治体における情報公開条例の動きが活発である。また情報公開の拡大方向で既存の条例の改正をする動きも具体的に出てきている。

当仙台市民オンブズマンも、右のような動きや状況に即応すべく、種々の活動を行ってきていた。以下、宮城県内の各市町村の条例制定の動き及び宮城県、仙台市の条例改正の動きとそれらに対する我々の働きかけについて報告する。

2.我々は昨年来、県内市町村に対して条例制定の働きかけを行っている。当初平成9年4月～5月に全市町村に対する条例制定状況に関するアンケート調査の結果では、当時制定していた仙台市・古川市以外で具体的に制定予定と答えたのは13市町のみであった。

ところが現在（今年10月）では、制定されているのは仙台、古川、岩沼、塩竈、迫、東和の4市2町と未だ少ないものの、制定日を特定して制定予定をしている市町村は、5市7町となっておりこれは歓迎すべき動きである。

この間我々は以下のよう活動を行ってきた。最も重視したのが「モデル条例案」の作成と普及であった。これは単に市町村に対し条例の制定を期待するだけでは消極的すぎ、不親切であると考えたからである。そこで我々が市町村にその制定を期待している条例の中味を「モデル条例案」としてまとめ具体的に提出した。その

作成に当たっては、特に内田正之弁護士に尽力をいただいたので記しておく。御存知のとおり、彼は当オンブズマンの活動ばかりか、日弁連の情報公開対策本部委員として全国的な状況を把握し及びそこで重ねられている先端的な議論の状況について通じていたので右作業には最適であった。彼は「住民の側からみて使いやすい条例は、自治体の側からみても良い条例」を信念として原案を作成し、ほぼその通りの先進的でありながらもバランスのとれた成案が出来上がった。

しかし「条例案」の作成・配布だけでは未だ不十分である。何故そのような条例が必要であり、それは住民にとっても自治体にとっても良い条例案であるかということを具体的に分かりやすく説明する必要があった。これも思わぬ（？）

オンブズマン

No. 9 / 1998年12月15日(火)

発行

仙台市民オンブズマン

仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F

宮城地域自治研究所内

TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267

<http://www.hiplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>

e-mail:s-ombuds@zeus.netspace.or.jp

経過で実現した。即ち宮城地域自治研究所主催の講座で内田さんと庫山恒輔さんが講演をし、その講演録を元に自治体研究社から『市民のための情報公開条例ーつくり方・使い方』が出版されたからである。この本はマスコミ等の評価も高く売れ行きも順調のようである。我々もこれを県下の多くの自治体に広げているが、このような活動を、前述のような条例制定の動きにつながったものと自負している。今後は、この「動き」を「流れ」に変えたいと思っている。

3. 次に、県や仙台市の条例改正の動き及び我々の活動について報告する。

県も仙台市も全国情報公開度のランキングでは高位をしめている。しかし、それは条例の運用改善の結果であり、条例そのものは、今や時代にそぐわないものとなっている。そこで我々は、去る5月21日、県・市に対し「情報公開条例改正についての申入書」を提出した。同時にその機会に、県議会、市議会に対しても、「それぞれ独自の公開条例の制定を進めているようだが、作るのであれば現在の判例や運用の到達

点を踏まえた内容のものにしてもらいたい」と旨申し入れた。

その結果かどうかは知れないが、今宮城県では、条例改正作業に着手しその改正の方向を県情報公開審査会に諮問している。右審査会の議論は公開され、我々もその傍聴に参加した。その中で「市民の意見」として、当オンブズマンの改正意見を求められる場面もあり、庫山さんがその意見を述べた。このような経過からしておそらく「モデル条例案」に近い内容の条例案がまとめられるであろうし、これがまた仙台市の条例改正にも良い影響を与えるものと期待している。

一方仙台市議会は、9月議会で独自の条例を制定したが、知る権利も明記せず、個人情報の適用除外も個人識別型など、現在の市条例の域をまったく出ないものであり、失望を禁じ得ない中味であった。いずれ近いうちにその改正が問題とならざるを得ないであろう。県議会は来年2月議会で条例制定の予定である。

勾当台会館移転・新築を白紙撤回

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

浅野知事は9月25日、勾当台会館の移転・新築計画を白紙撤回した。これを受け、仙台市民オンブズマンは住民監査請求を取り下げた。あらゆる面に無理のある計画であったので、白紙撤回は当然のことであるが、むしろ私達は、白紙撤回の記者会見の際に知事が述べた、大規模事業に今後県が取り組む場合の基本姿勢の三点セット、①必要性や財政的な合理性の十分な検討と検討過程の記録保存②第三者機関による事業評価③入札制度改善などによる公共事業の透明性の確保、に重大な関心を寄せている。この三点セットがしっかり機能をすれば、公共事業に革命的な変化が訪れるし、逆にこれが機能しないということは、勾当台会館と国際交流会館の失敗を反省していないことになるからである。国際交流会館については、監

査請求が却下されたが、知事の真剣度をチェックし様子をみる意味で、住民訴訟は提起しないことにした。勾当台会館、国際交流会館の事件を通じ、私達も学習した。巨額の税金が使われているにもかかわらず、「事業の必要性、合理性をチェックする基準」「基準にあてはめた経過の記録とその保管」「基準と記録の公開」がおろそかになっていることがムダな公共事業と政治家の暗躍を許す土壌になっていることを知った。サッチャー氏の講演料をめぐる住民訴訟、バルーンの監査請求を通じて、仙台市にも基準・記録・公開の導入を迫っていくつもりである。



仙台市と仙台市土地開発公社の長期保有地問題

仙台市民オンブズマン 河 村 直 人

97年3月31日現在、仙台市土地開発公社が仙台市から依頼され、先行取得した土地で取得後3年以上事業に着手していない土地は、33件、面積310,320m²、金額249億3200万円、利息累計約58億円。仙台市が所有している未利用地は、60件、面積289,217m²。(金額は、寄付等により確定していないため現在我々で算定中です)

現在、チームを作り開示された資料を一件一件分析中です。但し開示された資料でも判らない点が多くあり、関係当局に問い合わせをしたり、追加資料の開示請求等が必要になってくると思われますが、今年中には分析集計を完了して、問題点を提起したいと思っています。

分析途中ではありますが、問題点を挙げるとすると、仙台市土地開発公社では、購入資金に掛かってくる利息の問題があります。これは仙台市から取得依頼を受け取得したもののが仙台市の都合に

より、引き取りをしないため利息がかさむために起きています。最長では15年間も放置されたままの土地もあります。引き取りをしない理由は、計画の変更、買収途中で完了していないもの、計画そのものが杜撰だったもの等様々です。仙台市では、開発行為により、開発業者から寄付を受けたものの全然手つかずのものが大半を占めています。いずれも計画段階で、誰がどの様に、どんな検討をしたのかが問題になります。

今後の方針と活動予定は、仙台市に対して、分析の結果、問題の大きい物件については、徹底的に調査をし、監査請求、住民訴訟等により、仙台市民に対しては、物件の現地見学会、市民フォーラム等の開催で、問題提起をしていきたいと思っております。

この問題は仙台市だけでなくほとんどの政令指定都市、都道府県が抱えていると思われますので、全国市民オンブズマンに対しても同様の活動をするよう提案していきたいと思っています。

バルーン(熱気球)大会への3,000万円の補助は妥当か!

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉 岡 和 弘

仙台市は、オクトーバー仙台実行委員会なる団体が平成10年10月21日から25日までの間、仙台北部中核工業団地で『1998熱気球ホンダグランプリ第4戦』などと称する熱気球大会を開催するにあたり3,000万円の補助金を交付する旨決定し本年10月に1,000万円を交付しました。しかし、私たちオンブズマンは、この補助金支出はなんら必要性も合理性もない違法不当な支出であるとして、平成10年9月29日、住民監査請求を行いました。その理由として、私たちは、①本大会はホンダの大会であること、②競技場所は大和町であること、③実行委員会の正体も明らかでないこと、⑤宮城県や大和、富谷、大郷の各町と大衡村からの補助



金支出もないこと、⑥他の補助金支出の実例との比較、費用対効果、市民の合意形成等々からしても補助金額は高額に過ぎることなどを指摘しました。ところが監査委員は、11月25日、本件請求を棄却する決定をしました。補助金支出の当否の判断は自治体の合理的な裁量に委ねられているとするのが相当であり、その判断が著しく不合理で裁

量権を逸脱又は濫用していると認められる場合にのみ違法となると解するのが相当というものです。しかし、私たちは、補助金の支出は「公益上の必要性がなければならず」その判断にあたっては、①財政上の余裕、②交付目的、趣旨の公共性、③住民の大部分の利益となること、④支出の方法、支出額が相当であること、⑤補助金交付対象者の

性格の検討、⑥支出の公正さなど等の検討が不可欠と考えます。今回の監査結果はこの①～⑥の検討を行う姿勢はみじんもなく、本件実行委員会の実態に迫る姿勢もないなど、著しく支出の公正、公平を欠いています。今後、訴訟提起の方向で検討したいと考えています。ご支援ご協力を宜しくお願いします。

住友銀行の「雑音発言」へ公開質問書

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

私たち、11月4日、住友銀行に対し、
①銀行の経営にモラルは必要か。
②必要となれば、それを国民が問うのは間違いか。
③住管機構が裁判で問題にしている3つの事案は、
モラルの点でも問題がないといえるか。
の3点について公開質問書を出した。

マスコミ等で御承知のとおり、住管機構は、母体行が住専各社に不良貸付先を紹介した責任を追及すべく、この種案件を一番多く抱えた住友銀行を代表に据えて、今年の6月に損害賠償の裁判を東京地裁に提起した。その第1回の口頭弁論期日に、住管機構の中坊社長が「この裁判は住友銀行の損害賠償責任だけを問うものではない。この事件を通じて我が国の主要な金融機関が銀行の公的責任についてどのように認識を持っているのかを明らかにし、認識を改めてもらうことを目的としている」と訴えた。これに対し住友銀行は、「訴訟によってモラルを問うというのは独自の見解。裁判所はモラルを問うための場ではない。そのような見解を押し通そうとする声は、『世間の雑音』だ」と応酬した。この「雑音発言」は、松川裁判の時の田中耕太郎最高裁長官の訓示を引用したものであるが、松川裁判はまさに「世間の雑音」の方が正しかったことを裏付けたことを松川裁判の地元の弁護士達は強く記憶している。何よりも国民の税金を投入する程の公的性の有する銀行が、モラルを問う国民の声を雑音と切り捨てていいのか疑問に思い、住管機構から訴訟記録を取り寄せ、10月12日には住管機構の弁護士を呼んで学習会を

開き、公開質問書を住友銀行に出した次第である。

あわせて全国連絡会の幹事会の承認を得て、全国各地のオンブズマンに「大蔵官僚への過剰接待とされた贈賄事件について、貴行の経営陣はどのような責任をとられたのでしょうか」「住管機構から提訴されている訴訟について、早期解決に向けての事実関係の解明努力をなされますか」など4項目について、住友銀行に連名で公開質問書を出すことを呼びかけた。国、大企業に対しても発言する、仙台市民オンブズマンに変身する一里塚になるのかどうか御注目下さい。

なお、11月30日に、住友銀行仙台支店から「現在本件については訴訟中であり、当該訴訟の中で使われた表現に関するコメントは差し控えたい。もっとも、世間の雑音という表現は、国民一般に向けられた表現ではなく、訴訟によってモラルを問うという原告側の要請に対し向けられたものであることを理解いただきたい。」との電話がありました。



行政調査費について

仙台市民オンブズマン副代表
税理士 日出雄平

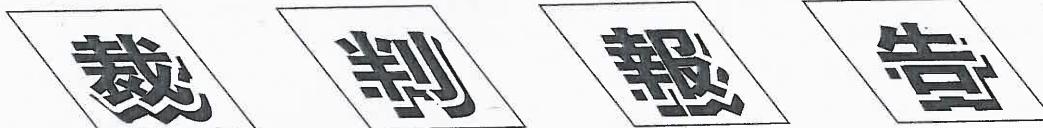
最近、国會議員による政党助成金の極めて杜撰で違法な使いぶりがマスコミに大きく報道されております。この中で、議員のモラルの程度と共に、使途内容のチェック機能が不全であることが明らかとなり、単に一人の議員に関する問題ではなく、政党及び議員全体に係わるものであることが、浮き彫りにされました。

そもそも、政党助成金や、地方議員に対する行政調査費は、住民の負託を受けた議員が住民のために行なう活動に対し支出される公金、すなわち、税金です。それ故、当然に、その活動内容と使用

された費用の内訳等は、議会あるいは議員自らが進んで住民に対し公開すべき義務があるのではないかでしょうか。

現在、仙台市及び宮城県の各行政調査費は、議員一人当たり年間約450万円、全体で約3億円達する程の金額が毎年支出されており、各々の議会の行政調査費に関する経理要綱は、住民による事後監査を規定しておらず、基本的な問題を内包していると判断しております。

私達は、今後、仙台市議会、宮城県議会の各要綱をつぶさに点検し、行政調査費の使途検証等が住民にとって可能となるよう、各議会に申し入れを行なう予定です。



大年寺山訴訟報告

仙台市民オンブズマン
弁護士 内田正之

仙台市環状公園用地の不当高額販収問題を追及した青葉山訴訟・大年寺山訴訟は4件あつたが、3件はそれぞれに目的を達して終了し、今は、大年寺山の売り主を相手にした売り主ルート訴訟だけが係属している。この訴訟は、売り主から不当に得た巨利を吐き出させ、仙台市の損害を回復することを目的としている。この訴訟も結審が見えてからが長かつたが、いよいよ1998年12月14日(月)に結審となる。実は、仙台市民オンブズマンとして起こした住民訴訟(情報公開訴訟は住民訴訟に非ず。)で結審・判決まで行くのは初めてである。

この訴訟では、①仙台市への売却が公序良俗違反で無効であるか②監査期間が1年を越えているが正当理由があるか、が主に争点となつた。

私たち本件売買が公序良俗違反である理由として次の7点を主張・立証した。

- 1 売り主の転売による莫大な利得の発生
- 2 売り主は大年寺山公園計画を知つて、本件土地取得以前から仙台市に働きかけを行つていたこと
- 3 売り主は不自然極まりない調停手続きを利用して本件土地を取得したこと

4 売り主に、仙台市への転売以外に本件土地取得の目的はなかつたこと

5 売り主の本件土地取得以後の働きかけと搖さぶり・布石行動

6 平成3年3月本件土地売却時の交渉での売り主の価格のつり上げ

7 不当に高額な価格形成については売り主に帰責性が認められること

他方、監査期間の正当理由については、市長自身が同時に監査請求しており期間限定の立法趣旨である法的安定性の前提が崩れていること、誤った鑑定書が意図的に用いられた等の本件では市民は不当に高額であることをおよそ1年以内には知り得なかつたことを主張した。

いずれの争点についても、十二分に主張立証し得たと確信している。判決は来年の3月頃になると思われる。

青葉山ゴルフ場情報公開請求訴訟

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 齋藤拓生

仙台市民オンブズマンでは、1997年5月7日、青葉山県有地の賃貸借契約書等の公文書の情報公開請求を行いました。オンブズマンが公開を求めた公文書は、調停手続のために作成された文書ではなく、県有地の賃貸借契約書等調停が行われていなければ、当然公開されるべき文書ばかり

でした。

ところが、県は、「青葉山県有地については、第三者を相手に民事調停を行つており、調停に関する情報は公開できない。」として、全面非開示処分を行いました。このような対応がゆるされるならば、県は、民事調停を提起することによって、あらゆる情報隠しを行うことができることになってしまいます。

オンブズマンでは、訴訟に踏む前に、県に対し再考促しましたが、県があくまでも非開示処分を維持したことから、1997年8月26日、提訴しました。

裁判所も、当初から、オンブズマン側の言分を認め、県に対し、大部分の文書を公開するよう勧告しました。県が、基本的には裁判所の勧告に応じ、今後、民事調停に関連する文書で民事調停前であれば開示された文書を、民事調停係属中であることのみを理由として、非開示とすることはないことが確認されました。そこで、オンブズマンでは、本件訴訟の目的が基本的に達成されたものと評価し、本年10月14日、本件訴訟を取下げました。

このようなあたりまえのことを確認するために、どうして1年以上も裁判をやらなくてはならなかつたのでしょうか。県に対しては、開示請求に対する処分を行う段階で、市民の常識に合致した適切な判断を行うよう猛省を促したいと思います。また、青葉山県有地問題については、現在、県とゴルフ場側との間で、裁判が行われており、今後とも、監視を続ける必要があります。

仙台市議会海外視察判決報告

仙台市民オンブズマン
事務局次長 弁護士 十河 弘

平成10年11月10日仙台市議会海外視察費用返還請求訴訟の判決がありました。判決の結果は、出訴期間を徒過したことについて「正当な理由」はないということで、訴え却下に終わりましたが、判決が認定した新聞報道などからは本件視察が「視察」とは名ばかりの観光旅行であったことが明らかとなりました。判決は「本件研修の実施後……本件研修の日程や見学内容が観光的なものである上、その報告書も、漫然としたものであつて、見るべき成果等はなかつたことが新聞で報じられている」と指摘しています。また、判決はあるべき監査制度について、監査請求は「厳密に請求を特定することを要請しているものとは解されず、措置の内容及び相手方を具体的に明示することも必須ではない」と述べて監査請求の要件をゆるやかに捉えています。この二点についてはある程度判決を評価しうるのではないかと考えています。

判決後の例会で「正当な理由」の判断については承服しかねるとの意見で一致しましたが、この点は、最高裁判所に係属している花京院訴訟でもうじき判断が下されるので、その判断を待つこととし、控訴はしないこととなりました。今後は、同様の海外視察がなされないよう私たち市民が十

分な監視をすることが重要ですし、もし、なされた場合には直ちに監査請求をなし、その際には監査請求がゆるやかな要件のもとにできることを監査委員にしっかりと認識してもらうことが重要でしょう。

仙台市議会食糧費情報公開請求訴訟

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 齋藤 拓生

市議会食糧費情報公開請求訴訟では、市議会の食糧費を使って開催された公的懇談会の出席者名を開示すべきか否かをめぐって争われています。

1996年の宮城県財政課食糧費情報公開訴訟仙台地裁判決以降、公的懇談会の出席者名の全面開示を認めるという司法判断の流れが定着しています。条例を改正して、公的懇談会の出席者名の全面開示を明文化した自治体もあります。仙台市の対応は、情報公開条例の原則公開の理念から大きく逸脱しています。もつとも、国の情報公開法案において、公務員の氏名も個人情報に該当するとの考え方が採用されたことから、最近、公的懇談会の出席者名を非開示とすることを容認する判決が出ており、必ずしも予断を許さない状況にあります。

オンブズマンでは、画期的な宮城県財政課食糧費情報公開訴訟仙台地裁判決の水準を後退させることのないよう総力をあげて本件訴訟に取り組んでいます。皆様のご支援をお願い致します。

県議会・県警旅費非開示処分取消訴訟（控訴審）

仙台市民オンブズマン
弁護士 坂野 智憲

本件については本年4月14日に仙台地裁第1民事部の判決がなされ、行幸啓に關し支出された懇談会等の資料の非開示処分については取り消されたが、県議会の出張に関する資料の非開示処分については、県議会及び県公安委員会は情報公開条例上実施機関とされていないからそもそも開示請求の対象文書でないという理由で訴えは棄却された。

判決は、県議会事務局及び県警本部の予算執行に關する事務についても県知事の権限が及ぶことは認めた。しかし知事の権限が及ぶことと、知事がこれらの事務につき作成される文書について実施機関としての立場に立つか否かは別個の問題であるとし、開示・非開示決定は、当該文書を現実に保管・保存する機関に行わせることが妥当であるところ、本件各文書は、いずれも県議会及び県警本部が保管・管理しており、実施機関たる知事は管理していないという理由で開示対象文書性を否定した。

この判決の論理は、開示対象文書か否かは、当該文書が、知事部局のロッカーにあるか、それとも議会や県警本部のロッカーにあるかで決めると言っているに等しいものであり、全く説得力がない。そこでオンブズマンは直ちに控訴

し、現在仙台高等裁判所第1民事部に係属中である。

県議会・県警食糧費非開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 松下明夫

議会と県警の食糧費について、非開示処分の取消を求める訴訟ですが、とりわけ知事は、警察の食糧費に関しては治安維持等を理由に一切の情報を隠匿したままです。全くもって一切秘匿したままなので、如何なる文書が、如何なる項目等の体裁をもって存在するのかすら、弁護団はもちろん裁判所もわからず、知事の主張は、空中戦のようなものです。弁護団は、既にボーンインデックス等を行うよう求め、裁判所も促したのですが、知事は全く応じようとしないため、本年12月1日の公判期日において、文書の各項目について、如何なる理由によって開示義務が免除されるのか具体的な主張立証がない以上、全面的に開示されるべきであることを主張しました。全ての警察情報を闇の中に封じ込めておこうとする知事の態度は、「開かれた県政」にはほど遠いもので、警察の不祥事や捜査における人権侵害等の土壤になってしまっていることは明らかです。今後も、開示されるまで粘り強く戦つて行きたいと思います。

仙台市議会食糧費訴訟について

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 松澤陽明

平成7年度に仙台市議会の議会等が使った食糧費のうち、議会打合せ後の懇談と称する懇談会の費用が約640万円ある。これらの懇談は不要なものなので、会合に加わって飲食したことの明らかな当時の議長、副議長、議会事務局長に対し、それぞれの飲食分の返還を求めた平成10年最初の住民訴訟がこの訴訟である。

提訴後副議長は、市民の批判を受けとめ「政治改革の一助になれば」と、全額を市に返還するとした。他の2名は、あくまでも懇談は必要な公務であると言い張るが、平均して1人6合、多いときは1人1升を越える酒量となっている。これは、社会常識上懇談ではなく単なる「酒席」である。

回文コーナー

ほうそくそうほ歩
法曹爽歩

今日は、年末も近いので今年1年話題になったことを回文句(5・7・5)にしたものをお読みください。

- OK点と原田来たらば飛んで行け
長野オリンピックの大ジャンプ。
○かっ飛んだ愛湧くマグワイアダントツか
大リーグホームラン王。
○敗退さ意外政界最大派
夏の参院選自民党大敗。
○夜も添ひ服毒毒婦砒素盛るよ
和歌山の事件は報道が異常。
○樂、愛は暗い快樂バイアグラ
バイアグラは本来は回春剤ではない。

★★★

る。

さらに支出内容を分析すると、同一料亭なのに請求書も記載された奉仕料の割合がまちまちで「12.13%」「10.83%」などと端数がついていることがわかった。これは請求書の内容が実際の飲食内容とちがっていることを意味している。市議会はデーターメの請求書で仙台市から金をごまかして、支出させていたと大きな声で批判されなければならない。(来年は地方選挙もあるので、皆さん議員さん達に確認して下さい。)

いわば宮城県全体の問題となつた食糧費問題の仙台市議会版であるが、この訴訟で仙台市議の公費依存の体质が改まってくれれば幸いである。裁判自体は、被告側がこれ以上「懇談の必要性と経費の相当性」を具体的に主張しなければ、当時の議長や助役(懇談会に出席して、請求書上1升酒を飲んでいたことが判明)の証人尋問に移りますが、解決する可能性も残されています。

サッチャー講演料

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

平成8年5月、仙台国際センター設立5周年記念行事として企画された「地球市民フォーラム」に英国元首相のマガレット・サッチャー氏を招聘し講演料として1,500万円を支払った問題で、私たちオンブズマンは、平成9年7月1日、仙台地方裁判所に訴訟を提起し、審理を続けてきたことは、これまで何度もお知らせしたとあります。

本年4月、裁判長が交替した後、新裁判長から「和解ができないか」打診があり、これを受けて、私たちオンブズマンは、裁判所に対し次のような提案を行いました。即ち、『これまで仙台市はイベント等を開催し税金を支出するにあたり、その発案は誰が行ったか、その目的の正当性、費用対効果の分析結果等、一切経緯を市民に知らしめようとはしなかつた。そうした不透明な行政に特定の者がつけいる隙を与えた。については、今後、仙台市が行う行事の一切につき、右の経緯一切を文書化し、後日、私たち市民が右文書の公開を求めたら直ちに右資料を公開する旨、仙台市が約束するなら右和解に応じても良い』というものです。市長らはこの提案に難色を示していますが、次回に検討結果を示すことです。乞う、ご期待。

『仙台市民オンブズマンの挑戦』(仮題)の出版について

庫山恒輔

夏の合宿作業を経て、10月例会で第1次草稿をメンバーに配布。より読みやすいものに、より普遍性のあるものにと、いろいろな意見が寄せられている。出版チームでこれらの意見を検討し、執筆者のところで加除訂正作業を鋭意進めている。出版元(毎日新聞社)からも、そろそろチェックが入る頃だし、12月中旬には草稿をまとめ、正月には作業をしなくともいいように、と執筆者は密かに思っているのだが、はたしてどうなることやら。

「仙台市民オンブズマン」の活動

98. 6. 19 ~ 98. 12. 15

- 6. 19 青葉山ゴルフ場情報公開弁論準備
" 県議会県政調査費一部開示
- 20~21 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会(青森)
22 会計事務整理作業
- 26 仙台市議海外視察弁論準備
- 29 市行政調査費住民監査請求
- 30 白石住民運動グループ来所
" 薬害オンブズパースン・タイアップ仙台例会
- 7. 1 仙台土地開発公社関係資料一部開示
- 2 大和町議会議員情報公開勉強会
" 会計監査
- 4 オンブズマン役員会・総会・タイアップ総会



- 6 日本コンピュータ学園決算資料・東北ゆめ交流博関係資料・国際交流協会関係資料一部開示
- 7 市議会食糧費公判
- 8 市議会食糧費情報公開弁論準備
- 13 大年寺山(対壳主)公判
- 14 仙台市議海外視察弁護団会議
- 15 仙台市土地開発公社関係資料一部開示
" アエル検討会
- 16 アバン錠等購入データ提供(市立病院)
" 薬害オンブズパースンタイアップ仙台記者会見
- 17 仙台市議海外視察弁論準備
- 18 全国連絡会議拡大幹事会
- 21 タイアップグループ打合せ
- 22 青葉山ゴルフ場情報公開弁論準備
- 23 コンピュータ2000年問題勉強会

- 24 公共事業検討会
- 27 ソウル大学李教授来所
- 28 市行政調査費検討会
- 30 県入札予定価格調査書関係(平9)開示、入札調査書調査
- 31 県議会・県警情報公開控訴審公判
- 8. 3 市監査事務局と懇談
" オンブズマン役員会・8月例会
- 4 タイアップグループ例会
- 5 県長期保有地関係文書一部開示
- 7~9 出版集中作業
- 10 獨協大学右崎教授ら情報公開制度利用状況調査
- 11 市行政調査費再監査請求
" アエル駐車場関係資料一部開示
- 12 勾当台会館・国際交流会館問題住民監査請求
- 19 仙台市議海外視察弁護団会議
- 20 大年寺山弁護団会議
- 22~23 第5回全国市民オンブズマン大会(大阪)



- 24 仙台市議会食糧費弁護団会議
- 25 県議会・県警食糧費情報公開公判
" サッチャー弁論手続
- 10.27 オンブズマン支援企画実行委員会
- 26 情報公開弁護団会議
- 27 コンピュータ2000年問題関係資料開示(県・市)
- 31 勾当台会館・国際交流会館問題意見陳述
" 大年寺山弁護団会議
- 9. 1 仙台市議会食糧費公判
" 仙台市議海外視察公判
- 4 サッチャー弁護団会議
- 7 大年寺山証人尋問
- 8 出版打ち合せ
" 10.27 オンブズマン支援企画実行委員会
- 9 仙台市議会食糧費情報公開弁論準備
" オンブズマン役員会・9月例会
- 11 薬害オンブズパースン・タイアップ仙台例会
- 13 全国市民オンブズマン連絡会議拡大幹事会
- 17 北海道・東北6県議会議員交流会関係資

- 料・コンピュータ2000年問題関係資料開示
- 18 市行政調査費検討会
- 21 「仙台インターナショナルバルーンチャンピオンシップ'98」についての調査
- 22 情報公開弁護団打合せ
- 24 市議会情報公開条例についての申し入れ
「市民のための情報公開条例」出版記念会打合せ
- 行政調査費打合せ
- 25 オンブズマン支援企画Ⅱ打合せ
- 29 県議会・県警旅費情報公開控訴審公判
バルーン大会住民監査請求
- 30 「市民のための情報公開条例」出版記念会
10. 1 アエル検討会
- 6 市議会食糧費弁論準備
「世間の雑音問題」学習会記者会見
- 出版打ち合せ
- タイアップグループ例会
- 7 サッチャー弁護団会議
- 9 青葉山ゴルフ場情報公開弁論準備
タイアップグループ発送作業(支援企画)
- 12 オンブズマン役員会・10月例会
- 住管機構訴訟学習会



- 13 県議会・県警食糧費情報公開公判
大年寺山(対売主)弁論準備
- オンブズマン支援企画Ⅱ打合せ
- 14 サッチャー弁論準備、和解案についての記者会見
- 青葉山ゴルフ場情報公開実質和解、訴訟取り下げ
- 市議会食糧費弁護団会議
- NPOフォーラム打合せ
- コンピュータ2000年問題関連資料開示
- オンブズマン支援企画Ⅱ記者会見
打合せ
- 県漁連預託契約関係資料一部開示
- 羽曳野市議来所
東北工大で講義
- バルーン大会関連資料一部開示
- オンブズマン支援企画Ⅱ「辛口コントとフォルクローレの夕べ」
- バルーン大会異議申立についての打合せ
東北福祉大学でオンブズマンについて講演

- 29 県情報公開審査会傍聴
出版打ち合せ
- 31~11/1 北海道・東北市民オンブズマン・ネットワーク例会(新潟)
11. 1 NPOフォーラム
2 バルーン大会一部開示についての異議申立
市議会食糧費情報公開弁論準備
- 4 バルーン大会住民監査請求意見陳述
仙台市土地開発公社長期保有地打合せ
「世間の雑音」発言問題で住友銀行へ質問書発送
情報公開弁護団会議
- 5 鹿島台で情報公開について講演
市議会食糧費弁論準備
- 7 全国連絡会議幹事会
- 10 仙台市議海外視察中間判決(原告敗訴)、記者会見
- 11 第3回情報公開ランキング調査全国一斉開示請求
県情報公開審査会意見陳述
- 12 オンブズマン役員会・11月例会
- 16 大年寺山(対売主)公判
- 18 サッチャー弁論準備
入札制度改革についての申入れ(県・仙台市)
- 19 会報編集打合せ
- 21 ホームページについての打合せ
出版打ち合せ
- 24 鹿島台住民グループ来所
薬害タイアップグループ仙台講演会
- 25 長期末利用地についての打合せ
情報公開ランキング関係文書開示(県)
- 26 県情報公開審査会傍聴
バルーン大会監査結果についてのコメント発表
- 27 情報公開ランキング関係文書一部開示(仙台市)
行政調査費打合せ
- 青葉山ゴルフ場関係文書開示
- 30 住友銀行より口頭回答
12. 1 県議会・県警(旅費)情報公開控訴審公判
会報編集作業
タイアップグループ例会
霞ヶ関情報公開ツアーア
日弁連情報公開緊急集会
- 3 会報編集作業
県調査委託関係文書一部開示
仙台市入札関係文書一部開示
県情報公開審査会傍聴
新潟食糧費控訴審(東京)
- 14 大年寺山(対売主)公判・結審
- 15 国委託事業関係文書開示
行政調査費打合せ
会報「オンブズマン」No.9 発行

北海道・東北 ネットワーク報告

仙台市民オンブズマン
弁護士 佐川房子

1. 第10回例会（平成10年6月21日、22日）

上記例会が青森市で開催され、次の決議がなされた。(1)野球大会について、①北海道東北の県議会議員の野球大会は中止を、②全国大会については私費で参加することをそれぞれ申し入れる。③強行されるおそれがあるときは神奈川オンブズマンに参加メンバーのリストの情報公開請求を依頼する。公開が不可能の場合、大会会場に臨み出席者を確認する。(2)今後の統一行動について、①7月1日に道県と政令指定都市で自治省に提出されている「土地開発公社の平成8年度事業実績及び平成9年度事業計画等調査票を情報公開請求する。その他の市も同様のものの開示請求し、仙台市民オンブズマンがその実態を明らかにする。②土地開発公社等の金の使い方にについての法的責任追及のあり方を仙台と秋田で共同研究する。(3)函館の道南オンブズマンの住民訴訟については仙台の方で記録を見て支援する。

2. 第11回例会（平成10年10月31日、11月1日）

上記例会が新潟市で開催され、函館、栃木からも参加がなされた。初日は前回に引き続いて県会議員の野球大会について市民フォーラムの形で討議がな



された。全国大会のビデオを見たのち、各地の取り組みの報告がなされ、来年の大会を中止させるための方策を検討した。その結果、野球大会が全国都道府県議会議長会の公式行事であることを錦の御旗にしているので、議長会の実態を明らかにし、②野球大会でどのような具体的な成果があつたか議長会等に質問状を出す、ことなどを全国幹事会に提案する。③野球大会にウォッチャーを派遣して参加者を特定し監査請求をするなどの議論がなされた。次いで情報公開条例を市町村に広げる方策について各地の報告を混じながら検討した。その結果条例を市町村に広げるために市町村レベルでも公開度のランキングを実施することを決定した。2日目は各地で取り組んでいる住民訴訟について報告がなされ、問題点について議論がなされた。新潟地方裁判所で公務遂行上の職員個人名が非公開となつた判決の控訴審を全面的に支援することが決定された。(尚前回課題となつた土地開発公社の長期保有地問題は、情報公開の結果、仙台以外はケースが少なかつたので議題とならなかつた)

第5回全国大会・ その後

仙台市民オンブズマン
事務局長 庫山恒輔

第5回全国市民オンブズマン大会は、8月22日～23日の日程で大阪高石市羽衣で開催された。地の底から熱風が涌いてくるような猛暑の大阪に、全国43都道府県から400名が結集した。オンブズマン運動の市町村レベルへの広がりを実感させられる大会でもあった。

今大会の最大の目玉は、議会情報閉鎖度ランキングの発表。公開度ではなく閉鎖度というところがミソ。47都道府県の平均点は34点(100点満点)。ほとんどが赤点で、かろうじて60点以上の合格点がついたのが、神奈川・宮城・福岡・奈良・三重の5県。宮城は75点で公開度で第4位。議会というのは住民の代表を自認しているところ。されば、最も住民に開かれてしかるべきところでもある。ところがこのていたらく。これまでの

2回のランキング発表で行政の情報公開が進んだように、毎年しつこくチェックを続け、「眠る議会」を起こす作業を続けるしかあるまい。

5つの分科会などの様子は「市民オンブズマンNETWORK No.5」(大会特集号)を見ていただくとして、特記すべきこと2つ。1つは一市民から1千円の寄付金の贈呈があつたこと。この基金の活用方法は全国連絡会議で検討中。2つは撮影隊の派遣が決められた全国議員野球大会が、その後「大雨」を理由に中止になつたこと。さらにその後、「財政上の理由」から来年の大会も中止になつたのは新聞報道の通り。

第3回情報公開度ランキングの調査のための全国一斉公開請求が11月11日に行われた。今回は調査項目に入札予定価格の公表の有無が入つたのが特徴。宮城のトップ返り咲きが成るかどうかが注目される。

さらに、入札制度改革のための提言と質問書の提出が全国一斉に11月18日に行われた。談合防止がその目的。

第5回大会後も、盛り沢山の全国連絡会議の活動はつづいている。なお第6回大会は来年7月に関東ブロック内で開催の予定。

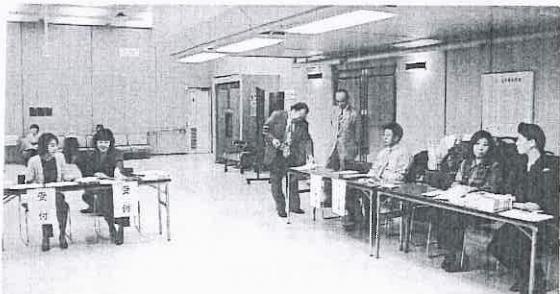
タイアップグループの報告

『辛口コント&フォルクローレの夕べ』など

タイアップグループ
監事 中田 美智子

現在タイアップグループは偶数月の第一火曜日の夜、会員だれでも参加できる例会を開いています。そのなかで昨年の「邦楽とジャズの夕べ」に続き、オンブズマンの経済的支援とその活動を多くの人に知ってもらうため、なにか文化行事を取り組もうと再三話し合わされていました。ジャズ、シャンソン、クラシック音楽、講演会など知恵を出し合いましたが、最終的に今回の企画が決まったのが6月初めでした。題して「辛口コントとフォルクローレの夕べ」。

以後、実行委員会を6回開催。時には高橋輝雄先生の料理とワインを楽しみながら、宣伝、組織に知恵を出し合い頑張りました。



さて、このところ仙台市民オンブズマン・タイアップグループの催し物はことごとく悪天候で参加者の出足もいまいちでしたが、当日は大変暖かい日でした。当日の入場者は220名、昨年と比較すればまあまあの出来であると思います。

コント・ザ・ニュースペーパーの3人は国内外の問題、スポーツ、県政など各分野の話題を切り口鋭いコントにし、大いに笑わせてくれました。仙台市民オンブズマンの活動と役割を的確にとらえてコントにするのです。「来年もまた」との声もきかれました。フォルクローレは若いグループ、心もとない音もあったけどアンデスの音楽を楽ししくかせてくれました。

次回は多くの市民が会場に足を運んでくれる企画をしたいですね。会員皆さんの知恵を貸してください。



ださい。偶数月の第一火曜日の夜、事務所にお集まりください。

タイアップグループ
副会長

三塚 芳徳

果たして成功するのだろうか？率直な気持ちでした。メインの出演者は「プロ」と名の付く方々で出演料を支払わねばなりません。損益分岐点はかつて誰もが経験しない「金額」で、それはあたかも難攻不落の城壁のようにそびえ立っているようでした。私達実行委員会のメンバーは、ともかく第1回目支援コンサート（実質的にはオンブズマンを支援するはずが逆に支援されたオンブズマン自援コンサート）の二の舞いだけは止めよう！その一念だけが、絶対赤字を出さずコンサート運営を果たそうという私達の自覚でもあり原動力でもありました。

「丸投げ」をせず一人一人への呼び掛け、ここに販売チケット480枚の成果があったと思います。会員の皆様方にも数多く協力をいただきました。この紙面から厚く御礼申し上げます。有難うございました。又、従来の会員の皆様に頼る手法から脱皮しようと率先して一般販売に徹していただいた、藤田会長・高橋副会長・実行委員の中田さん・遊佐さん・百島さん・遠藤さん・そして当日チーフの三戸部さん・司会の吉田先生・受付の山田さん・戸田・福岡各先生・野澤さん・最後に裏方を一手に引受けさせていただいた舛岡先生及び学生の皆さん本当に有難うございました。“一回目の失敗”から多くを学びタイアップ全員で支援出来たコンサートでした。ありがとうございました。

会長のごあいさつ



仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ会長
弁護士

藤田 紀子

オンブズマンの一員であった時は、次から次へとしなければならないことが目白押しで、情報公開請求→監査請求→住民訴訟という一連の波にのって、とくかく一つ一つこなしていく、という姿勢であったが、タイアップに移ってからこの一年、何をすべきか、ということを考えるのが主なテーマであった。特に資金稼ぎとオンブズマンとタイアップの名を市民に広く知らうことを目的としたイベントの内容をどのようなものにするかについては、定例会で何度も意見を出し合い、予算なども検討した。その結果が、10月27日に仙台市民会館で行われたコント・ザ・ニュースペーパーとフォルクローレの集いであった。

果たして皆に喜んでもらえるような出し物か、十分な入場者はあるか、赤字にならないかなど事前の数々の心配をよそに、当日は半分以上の入りで評判もよく、しかも40万円のプラスが出て、我々関係者一同ホッとしたことである。一応成功とい

オンブズマン・タイアップグループ 合同新年会のごあんない

とき 1999年1月23日（土） 午後6時～
ところ ホテル白萩
青葉区錦町2-2-19
TEL 022-265-3411
会費 6,000円

えるかと自負しているが、そのおかげには、高橋輝雄、三塚芳徳、三戸部尚一、中田美智子らメンバーの並々ならぬ努力と苦労があった。

しかし、終わってみるとその苦労も懐かしく、反省会の美酒を飲みながら、また来年も！と盛り上がるるのである。

こうしてタイアップグループの酒量は衰えることを知らない。しかしながら、我々の肝臓がそう痛まない内に、次のタイアップ執行部にバトンタッチしたいものだ。

タイアップグループ例会参加者の声

通訳の仕事をしている松山さん。

「忙しくてなかなか参加できないけど、料理とワインがおいしくて今日で三回目。みんなの話を聞いてから、ニュースや新聞記事に目をむけるようになったわ。見方が広がったということかな。」

遊佐久美子さん。今回の支援企画では、16枚ものチケットを販売しました。

「みんな一生懸命とりくんんでいるので、最初は荷物運びでまと参加した実行委員会だけど、ついつい夢中になりました。ここのは男とか女とか、仕事とかで区別なく一人の人間としてお互い大切にしている感じがします。参加できてとても楽しかったです。」

マッシュポテトの揚げギョーザを持参してくれました。

オンブズマン・タイアップグループ 例会日程

●偶数月の第1火曜日です

2月2日、4月6日、
6月1日

時間は午後6時からです

場所は朝市ビル3Fの自治研事務所でおこなっています。どなたも参加できます。

会費納入先

七十七銀行本店（普通） 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
(2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
(3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
(4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
(5) 役員：会長1名、副会長若干名

- 会計 1名、会計監事 2名
(6) 役員会：必要に応じて開催する。
(7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
(8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。